

「下水道財政のあり方に関する研究会」報告書 概要①(令和2年11月)

下水道事業等の現状

汚水処理人口普及率	下水道使用料収入	経費回収率	建設改良費	降雨の傾向
○近年の推移 H21 85.7% →R1 91.7%	○近年の推移 H21 1兆4,635億円 →H30 1兆5,537億円	○近年の推移 H21 84.5% →H30 97.2%	○近年の推移 H21 1兆8,988億円 →H30 1兆5,656億円	○近年は雨の降り方が 「局地化」「集中化」「激甚化」する傾向
○人口100万以上の 団体:99.6% 人口5万人未満の 団体:81.1%	○今後は人口減少等に 伴う有収水量の減少 により収入減の見込み	○都市部の公共下水道で は100%を超える一方、 小規模事業では100% を大きく下回る水準	○うち改良事業の割合 H21 18.4% →H30 35.0%	○時間雨量50ミリ以上の 発生回数は約30年前 の1.4倍に増加 (アメダスの集計)

検討の視点



- 下水道は、これまでの整備によって普及が進み、令和8年度を目標とする汚水処理施設整備の概成も近づく中、施設の維持管理経費や更新需要の増大等を見据えた、持続的・安定的な経営の確保が今後の課題
- 特に、小規模事業者を中心に、人口減少・過疎化の進行による使用料収入の減少、周辺部への下水道普及に伴う汚水処理費用の増加等により、経営は一層厳しさを増していく見込みであり、経費回収率が100%未満の事業における使用料の水準や汚水処理の最適化の促進、特に経営が厳しい事業に対する地財措置のあり方についての検討が必要ではないか
- 一方で、雨水事業に関しては、近年頻発する集中豪雨等に対応する浸水対策への公費負担に対する方策についての検討が必要ではないか

研究会メンバー

小西砂千夫(座長)	関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授	齋藤由里恵	中京大学経済学部准教授
足立泰美	甲南大学経済学部教授	佐々木寿一	秋田県建設部参事(兼)下水道マネジメント推進課長
飯島俊彦	横須賀市上下水道局経営部経営料金課長	長谷川謙	上越市都市整備部生活排水対策課長
井出多加子	成蹊大学経済学部教授	植野栄治(オブザーバー)	農林水産省農村振興局整備部地域整備課長
宇野二朗	横浜市立大学国際総合科学群教授	梶原輝昭(オブザーバー)	国土交通省水管理・国保全局下水道部下水道企画課長
金崎健太郎	武庫川女子大学経営学部教授	松原誠(オブザーバー)	国土交通省水管理・国保全局下水道部下水道事業課長
小室将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー	山本泰生(オブザーバー)	環境省環境再生・資源循環局浄化槽推進室長

「下水道財政のあり方に関する研究会」報告書 概要②(令和2年11月)

下水道事業に係る地方財政措置の今後の方向性

1. 下水道事業債の元利償還金に対する地方財政措置

①財政措置の見直しについて

- ・公共下水道全体としての地財措置上の雨水・汚水資本費の割合は、直近の決算状況と照らして変更する状況には無い一方、個別団体によって、地財措置上の公費負担割合と繰出しの実態の乖離幅にばらつきがあることや下水道事業の環境変化等(新設事業の減少、更新経費や維持管理費の増加等)を踏まえた、汚水事業に対する公費負担のあり方については、下水道事業の持続可能性の確保等の観点から今後も不断の検討が必要と考えられる。

②雨水事業に対する財政措置

- ・近年の内水氾濫対策の必要性の高まりや、雨水事業への繰出しの実態等を踏まえ、緊急性の高い雨水事業への地財措置のあり方を検討すべき。

③雨水事業・汚水事業の収支の分離

- ・収支の分離は、汚水事業における適正な使用料徴収に向けた算定根拠の明確化や、広域化・共同化の推進等に繋がることが期待できる。分離にあたっては、セグメントで区分し、予算書及び決算書のセグメント情報に関する注記による公表が考えられる。

④「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく公害防止対策事業債(公防債)

- ・公防債対象団体には大都市やその周辺地域が多く、当該団体の下水道整備水準は高く、経営状況も良好であることを踏まえ、公害財特法の法期限到来(R2年度末)後における下水道事業に係る特別な地財措置については、その必要性も含め適切なあり方を検討すべき。検討にあたっては、今後の環境省等における、同法に関する議論の動向も十分注視が必要であるが、仮に同法が失効する場合には、失効後の一定期間は、制度の終了に伴う影響等に対する適切な配慮も必要と考えられる。

2. 使用料

①使用料水準

- ・「月3,000円/20m³・月」という水準は、雨水公費・汚水私費の原則、経費回収率や住民負担の状況、下水道経営の持続可能性の確保等を総合的に勘案しつつ、検討が必要と考えられる。見直しに当たっては、単に水道料金を参考とせず、下水道事業の持続可能性の確保等、より適切な考え方に基づいた検討が必要。また、使用料水準は地財措置の前提条件となってることから、繰出基準も含めた下水道事業に対する地方財政措置のあり方とも一体的に検討する視点も必要。

②資産維持費

- ・下水道の新設事業がピークを越え、今後は更新事業が増大する見込みであり、資産維持費について団体において検討を進めていく時期に来ている。導入のタイミングについても、経費回収率の状況や累積赤字の有無等、各団体がそれぞれの事情に合わせて検討が必要。

3. 高資本費対策

①対象年限の要件

- ・制度設計の前提に相違して、供用開始後30年経過後も資本費が高止まりし、30年前後での収支均衡が成立しなくなっているケースも存在するものと考えられる。これから、対象年限要件の見直しは必要と考えられるが、単に年限延長のみ検討するのではなく、制度自体の考え方を改めて整理するなど、高資本費対策のあり方についての更なる抜本的な検討が必要と考えられる。

②更なる経営努力に関する要件

- ・総務省が公営企業会計導入を要請していることも踏まると、例えば一定の周知期間を確保の上で、要件に「公営企業会計の適用」を追加することが考えられる。

4. 汚水処理の最適化

- ・既整備区域も含め、最適化を一層促進するための仕組みとして、下水道に係る地財措置の適用にあたって最適化に向けた検討状況を勘案することも考えられる。